

2 供用開始する期日 平成15年3月29日

熊本県告示第310号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成15年3月24日から60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成15年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	501号	熊本市浜口町字北水深 1709番1地先から 同 所 同 字 1125番2地先まで	105.0	国道改

2 供用開始する期日 平成15年3月25日

熊本県告示第311号

熊本県乳幼児医療費助成事業補助金交付要項を廃止する要項を次のように定める。

平成15年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県乳幼児医療費助成事業補助金交付要項を廃止する要項

熊本県乳幼児医療費助成事業補助金交付要項（平成11年熊本県告示第793号）は、廃止する。

附 則

この要項は、平成15年4月1日から施行する。

熊本県告示第312号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成15年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 施行者の名称 熊本市

2 都市計画事業の種類及び名称 平成元年熊本県告示第38号熊本都市計画道路事業3・4・26号新町戸坂線

3 事業施行期間 平成元年1月20日から平成16年3月31日まで

4 事業地 収用の部分 変更なし

熊本県告示第313号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成15年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 施行者の名称 熊本市

2 都市計画事業の種類及び名称 平成3年熊本県告示第12号熊本都市計画道路事業3・4・34号下南部画図線

3 事業施行期間 平成3年1月11日から平成17年3月31日まで

4 事業地 収用の部分 変更なし

熊本県告示第314号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成15年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 施行者の名称 山鹿市

2 都市計画事業の種類及び名称 平成10年熊本県告示第512号山鹿都市計画道路事業